

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の改正案及び株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準案」に対する意見

一般社団法人全国地方銀行協会

項番	項目	該当箇所	意見内容	理由
1	【基本方針(5頁)】 一 民間事業者の提案による特定事業の選定とその他特定事業の選定に関する基本的な事項 4	4 民間提案に対する措置 国等は、PFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、民間事業者からの提案に関し、次の点に留意して対応するものとする。 (1)公共施設等の管理者等は、民間事業者の提案に係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整える等、適切な対応をとるために必要な措置を積極的に講ずること。また、国等は、民間事業者が円滑に提案を行うことができるように、関係する情報の公開等に努めるものとする。	地方公共団体が講ずるべき民間提案に対応するための体制整備等について、政府として地方公共団体を支援する体制を整備していただきたい。	PFI法第6条において、国・地方公共団体等の公共施設等の管理者等が民間事業者からPFI事業の提案を受けた場合は「当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない」とされているが、特に地方の中小規模の地方公共団体においては、民間提案に対応するための体制整備等が困難なケースも想定される。民間提案を普及・定着させるためには、既に実施されている専門家の派遣等に加え、地方公共団体に対する政府の一層の取組支援が必要と考えられる。

項番	項目	該当箇所	意見内容	理由
2	<p>【基本方針（13-14頁）】</p> <p>六 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項 1（2）</p>	<p>1 政府は、特定事業の実施に係る法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関して、PFI事業の円滑な推進を図るため、次の基本的な考え方に立ち、適切な措置を講じていくものとする。</p> <p>(2)税制上の措置については、現行の制度に基づくものを基本としつつ、PFI事業の推進のために必要な措置を検討すること。また、運営権の存続期間中の更新投資などの会計処理につき、必要な基準が明確となるよう必要な環境の整備に努めるとともに、税制上の措置について周知を図ること。</p>	<p>運営権存続期間中の更新投資の税務・会計処理については、早急に必要な基準を明確化していただきたい。また、基準が明確化されるまでの間は、課税当局において、具体的事案に至る前の検討段階での前広な協議に柔軟に対応いただきたい。</p>	<p>現在の基本方針が平成24年3月27日に閣議決定されてから既に1年以上の期間が経過しているが、運営権存続期間中の更新投資の税務・会計処理は未だ明確化されていない。地方公共団体側からすると、税務・会計処理についての当局見解が不明確なままでは、PFIの事業化の検討が困難になると考えられる。</p>
3	同上	同上	<p>従来公共事業として行われていた事業をPFI事業により民間が行う場合には、法人税負担を減免する措置を講じていただきたい。</p>	<p>従来公共事業として行ってきた事業を民間開放した途端に法人税の課税対象となることは、地方公共団体がPFIの事業化を進めるインセンティブを阻害することとなりかねない。</p>

項番	項目	該当箇所	意見内容	理由
4	<p>【基本方針（14頁）】 六 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項 1（3）</p>	<p>(3)政府系金融機関等による金融上の支援における選定事業の位置付けを整備し、選定事業者に対する政府系金融機関等の融資が、円滑に実施されるように配慮すること。</p>	<p>政府系金融機関は、原則として民間金融機関の補完的役割に徹するべきである。</p>	<p>わが国におけるPFI事業の円滑な推進の観点から、政府系金融機関がPFI事業において金融面で一定の役割を担うべきことについては理解できるが、その役割はあくまで民間金融機関の機能を補完するものに止めるべきである。</p>

以上